

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏名			
		電話	(内線)		
異 動 の 事 由				異動後の未徴収額の徴収	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 月分で納入 3. 普通徴収 (理由)	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				
入力					点検
※市記入欄					
新しい勤務先では					年 月 日
月割額 円を					
月分から徴収し、納入します。					
受給者番号					
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。					
納入書 要 ・ 不要					

(あて先) 川口市長		住所(居所)又は所在地		〒	
令和 年 月 日提出		フリガナ			
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称			
		代表者職氏名			
		個人番号又は法人番号			
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額
受給者番号	フリガナ	氏 名 (旧姓)		円	円
生年月日	昭和・平成 年 月 日			円	円
個人番号				円	円
1月1日現在の住所					
現住所 (上記と異なる場合のみ)					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で特別徴収の継続の希望がないため			

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		氏名		月割額 円を	
フリガナ		電話		月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称				受給者番号	
代表者の職氏名印				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
				納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒332—8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所理財部市民税課

3 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

2 黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。